

Biz グループワークサービス利用規約

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、Biz グループワークサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づき Biz グループワークサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

- 2 本サービスに係る契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を遵守するものとします。
- 3 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。
- 4 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 5 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の規約は、変更後の本規約の規定によるものとします。
- 6 前項に基づき本規約を変更するにあたっては、当社は当社のホームページその他当社が定める方法により、本規約を公表します。

(本サービスの内容)

第2条 契約者に対し提供する本サービスの内容については、本規約の他、別に定める「サービス仕様書」に規定するとおりとします。なお、当社は「サービス仕様書」を変更することがあり、その方法は第1条第4項及び第5項に準じるものとします。

- 2 契約者は前項に定める本サービスの内容を承諾した上で、本サービスの申込みをするものとします。
- 3 本規約と「サービス仕様書」に矛盾が生じた場合は本規約を優先するものとします。但し、本規約又は「サービス仕様書」に別に定めのある場合はこの限りではありません。
- 4 当社は、本サービスの内容を変更することがあります。サービス内容の変更にあたっては、当社は、当該変更の対象となる契約者に対し速やかに通知します。

(サービスの廃止)

第3条 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第2章 契約

(利用申込)

第4条 本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)又はそれに準じる書面に必要事項(次に掲げる申込事項を含みます。)を記載し、当社に申し込むものとします。

(1) 利用ID(本サービスの利用に当たり、当社が契約者に割り当てる英字及び数字の組合せを言います。以下、同じとします。)の数

(2) 記憶装置の容量の値

2 前項の申込にあたり、当社は必要により、住民票、印鑑証明書又は運転免許証等の公的機関が発行する身分証明書の提出、提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(申込者毎の契約)

第5条 当社は、前条(利用申込)の申込者毎に契約を締結します。

(契約の成立)

第6条 当社が、第4条(利用申込)にしたがってなされた申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の契約成立後、当社は契約者に対して、本サービス提供のために必要な環境の設定を行いません。設定終了後、書面にてサービス提供開始の旨を契約者へ速やかに通知します。

3 本サービスに係る契約(以下、「本契約」といいます。)に基づく本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。

4 当社は、次の各号に該当すると当社が判断したときにはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が第14条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき

(4) 本サービスの申込者が過去において第14条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当したとき

(5) 申込書に虚偽を記載したとき

(6) その他当社の業務遂行上支障があるとき

5 契約成立後であっても、契約者事由により前項各号に該当することが明らかになった場合には、第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合には当社は、契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社にかかった費用を負担することとします。

6 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(利用期間)

第7条 本サービスの利用期間はサービス提供開始日から当社が指定する書面に記載された利用期間(以下「最低利用期間」といいます。)とします。特に、利用期間の定めのない場合は、最低利用期間はサ

ービス提供開始日より6か月とします。

(契約者が行うサービスの利用内容の変更)

第8条 契約者は、第4条(利用申込)第1項に規定する申込事項の変更を請求することができます。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

3 前項の申込承諾時には、契約者は、当社に対し、必要に応じて第15条(料金)および第18条(違約金)に定める料金を支払うものとします。

4 第1項の申込があった場合に、第6条(契約の成立)第4項の各号に該当すると当社が判断したときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

5 当社が変更を承諾した場合、当社が指定する日より変更後の契約内容が適用されるものとします。

(契約者に関する事項の変更)

第9条 契約者は、申込書に記載された契約者の名称等、契約者に関する事項に変更があったときは、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 契約者が第1項に定める変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(権利及び義務の譲渡等の制限)

第10条 契約者は、本契約に基づく権利及び義務を、当社の書面による事前の承認なく、他に譲渡、貸与、もしくは承継(以下「譲渡等」といいます。)できず、また、その上に担保設定等の行為をすることができません。ただし、第44条(契約者の責任)第6項に定める場合は、当該定めによることとします。

2 当社の書面による事前の承認を得て、譲渡等をする場合、原契約者は連帯して当社に対し、第15条(料金)に定める料金を支払う義務を負うものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第11条 契約者は、契約を解除するときは、当社に対し解除の日の60日前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が60日未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から60日を経過する日に生じるものとします。

2 最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第18条(違約金)に定める違約金を支払うものとします。

(当社が行う契約の解除)

第12条 当社は、次に挙げる事由があると当社が判断したときは、あらかじめ契約者に通知することなく契約を解除することができるものとします。これにより生じた損害に対し、当社は一切の責任を負わな

いものとしてします。

- (1) 第 14 条(提供停止)第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であって、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
 - (2) 第 14 条(提供停止)第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 契約者が第三者より差押、仮差押、仮処分、競売の申請、租税公課の滞納による差押、支払いの滞納処分を受けたとき。
 - (4) 契約者が支払停止若しくは支払不能に陥った時、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
 - (5) 契約者に破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (6) 契約者が解散しようとしたとき
 - (7) 契約者が営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。ただし、第 10 条(権利及び義務の譲渡等の制限)に基づいて、本契約に関する権利義務の譲渡につき当社が事前に承認している場合を除きます。
 - (8) 天災その他不可抗力等の当社の責に帰すべからざる事由又は火災によりデータセンター又は設備等の全部若しくは一部が滅失し又は損壊して使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがないとき
- 2 前項の契約の解除があった場合は前項第 8 号を除き、契約者は第 18 条(違約金)に定める違約金を支払うものとしてします。

第3章 提供中止等

(提供中止)

第13条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときには、本サービスの提供を中止することができるものとしてします。

- (1) 当社が本サービスの提供上やむを得ず設備の保守、工事などを行うとき。
 - (2) 契約者の用意したアプリケーション、ハードウェア、データ等の障害、保守など、契約者事由によるとき。
 - (3) 当社が本サービスの提供において利用するハードウェアやソフトウェア等のベンダ製品に不具合がある場合、又はこれらベンダが当該製品のサポートを終了するとき。
 - (4) その他、第三者の事由により本サービスの提供継続が困難になったとき。
 - (5) 天災、地変、その他の非常事態が発生、もしくは発生する恐れがあるとき。
 - (6) 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要なとき。
 - (7) 当社が本サービスの提供の全部または一部を停止することが望ましいと客観的かつ合理的理由により判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨とサービス提供中止の予定期間を契約者に通知することとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、前項の規定において本サービスの提供が中止されたことにより契約者に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとしてします。

(提供停止)

第14条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。なお、これにより当社に生じた損害については第26条(損害賠償)第1項の規定により契約者が賠償するものとします。

- (1) 本規約に違反をした場合
 - (2) 本サービスの運営を妨害又は当社 の 名誉もしくは信用を著しく毀損した場合
 - (3) 当社に損害を与えた場合
 - (4) 本サービスの利用において、契約者が直接または間接に当社または第三者に対して、過大な負荷または重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
 - (5) その他、契約者として不適当と当社が合理的に判断する場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び予定期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。なお、これにより契約者に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4章 料金等

(料金)

第15条 本契約に係る料金は、別記2又は申込書及び当社が指定する書面に記載の通りとします。また、当社は料金の詳細を明らかにするため併せて見積書や別に定めた料金表を利用することがあります。当社は料金を改定する必要があると認めるときは事前に通知の上これを改定することができるものとします。

(料金等の支払義務)

第16条 契約者は、本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、本契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、前条(料金)の料金を当社に対し支払いを要します。

- 2 本規約で別に定める場合を除き、第13条(提供中止)及び第14条(提供停止)により本サービスの提供が中止又は停止された期間の本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
- 3 本契約成立後、本サービスの提供を開始した日までの期間に契約者の都合により本契約が解除された場合、当社は契約者に対し第18条(違約金)に基づく違約金を請求させていただくことがあります。この場合の請求の手続きは料金の精算の手続きと同様とします。
- 4 契約者は、容量の定めのあるサービスを契約した場合、契約した容量を超えてサービスを利用した場合、第15条(料金)に基づき当社が定める超過料金を支払う義務を負います。当社は、超過利用料金を過去に遡及して請求でき、また、利用容量の超過を契約者へ通知する義務を負いません。
- 5 本条の規定について、当社が指定する書面にて特に定める場合は、その定めによることとします。

(料金等の計算方法)

第17条 本サービスの月額料金は、サービス提供開始日をもって契約者に請求する料金の起算を始めるものとします。

2 契約者に請求する料金は以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。契約者への請求書の発行は月末締めで行います。

(1) 利用開始月及び利用終了月の月額料金の額は、契約者のサービス提供開始日及び終了日に応じた日割り額とします。

サービス提供開始日及び終了日は、サービス提供及び料金支払いの対象日数に含みます。

(2)第8条(契約者が行うサービス内容の変更)に定めるサービス内容の変更があった月の月額料金の額は、変更後のサービスの提供を開始した前日までの日数に応じた変更前のサービスの月額料金の日割り額及び変更後のサービスの提供を開始した日からの日数に応じた変更後のサービスの月額料金の日割り額の合計とします。

(違約金)

第18条 最低利用期間内に本契約の解除があった場合、別に定めのない限り、契約者は、契約の解除があった日を含む月から、申込書及び当社が指定する書面又は他の料金表に定められた契約期間満了日までの月数に、契約の解除があった本サービスの月額料金を乗じた金額(消費税は課税しないこととします)を、違約金として当社が定める期日までに一括して支払うものとします。ただし、本サービスの利用内容の変更があった場合、当社は違約金を再設定することができるものとします。なお、契約成立後サービス提供開始までの期間に契約者の都合により契約が解除、または本サービスの一部が減じられるように変更された場合、契約者は当社に対し、契約の解除があったサービスまたは変更のあったサービスの減じられた部分の契約期間満了までの金額の合計(消費税は課税しないこととします)を支払うものとします。

(料金等の支払方法)

第19条 契約者は、料金等を、当社が別途指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うものとします。

(延滞利息)

第20条 契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、支払遅延金額に対し年率 14.5%の割合で計算した額を、延滞利息として当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払うこととします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(消費税等)

第21条 契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、法律及び法令の規定により支払うこととされている税金(消費税及び地方消費税を含みます。)がある場合には、契約者は当社に対

し当該債務を支払う際に、これに対する税金相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第22条 当社は料金その他の計算において、請求する際に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第5章 データ等の取り扱い

(データ等の取り扱い)

第23条 契約者は当社の電気通信設備(電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備を言います。以下、同じとします。)に保存されたデータ及び契約者のソフトウェア、アプリケーション、電子ファイルなどの電子媒体となっているデータ等(以下「データ等」といいます。)を自己の責任で管理するものとし、そのデータ等が、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず当社はいかなる責任も負わないものとします。

(データの利用)

第24条の2 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。

(データ等の削除)

第25条 当社は、第11条(契約者が行う契約の解除)又は第12条(当社が行う契約の解除)に基づく、本契約があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータ等を当社が定める規定に従い適切に削除します。当社と契約者が別途合意した場合は、当社はデータ等の削除証明などを伴う特別な対応を有償で実施することがあります。これらの場合において、当社は契約者又は第三者に発生した間接若しくは間接の損害等について一切の責任を負わないものとします。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第26条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠

償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりサービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

(免責)

第27条 当社は前条第1項の場合を除き、契約者に係る一切の損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わずいかなる責任も負担しないものとします。

(契約者の第三者権利侵害)

第28条 契約者は本サービスを利用するにあたり、第三者の権利を侵害し又第三者に損害を与えないよう必要な措置を講ずるものとします。

2 前項にかかわらず、契約者と第三者との間で紛争が生じた場合、当社の責に帰するものを除き、契約者は自己の責任において当該紛争を解決し、当社を免責せしめるものとします。

第7章 雑則

(利用責任者)

第29条 本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し当社に書面で届け出るものとします。利用責任者が交代したときは直ちに当社に書面で通知するものとします。通知なく、連絡が取れないことによって引き起こされる損害及び費用に対して、当社は一切の責任を負いません。

2 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本規約に基づくサービス利用の適正化を図るものとします。

(通知方法)

第30条 本規約に基づく当社から契約者への諸通知は、予め当社に届け出されている住所に郵送、電子メールアドレス宛てに電子メール、当社のホームページによる掲載その他当社が適切と判断する方法のいずれかによるものとし、この通知は、発信された時点をもって有効になるものとします。

(契約者の禁止行為)

第31条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為又はそれに類する行為をして

はならないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等を含みます。)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) (詐欺、業務妨害等の)犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 本サービスにより利用しうる情報(契約者の管理下にある情報を除きます。)を改ざんし、又は削除する行為
- (8) 他人になりすまして本サービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある情報を発信する行為
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) 他人のコンピューター、システム等に不正に侵入すること又は侵入するための準備行為(ポートスキャン等を含みます。)をする行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (15) その他、法律、法令及び公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

2 契約者が前項の規定に違反し、当社が損害を受けたときは、契約者はその損害を賠償するものとします。

3 契約者が第1項の規定に違反している又はそのおそれがあると当社が判断した場合には、当社は当該データの全部又は一部を表示停止又は削除する場合があります。尚、当社が当該措置をとった場合、当社は損害賠償その他一切の責任を負わないものとし、契約者は当社に対して異議の申立てをしないものとします。

(ID・パスワードその他の登録情報の管理)

第32条 契約者は、当社より付与されるID及びパスワード並びに契約者が本サービスを利用して、当社の電気通信設備に登録する情報等(以下、「登録情報等」と言います。)について、善良な管理者としての注意義務を負うものとし、第三者(第44条(契約者の責任)に規定する利用者を除きます。)に使用させること、譲渡、貸与、又は担保に供する等の行為をしてはならないものとします。第三者によって登録情報等が使用された場合においても当社は契約者が使用したとみなします。第三者による不正使用等により契約者に損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 前項に定める登録情報等の管理不十分、使用上の過誤、及びその他の理由により、当社及び第三者に与えた損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 第1項に定める登録情報等を忘れた場合もしくは盗用された場合は速やかに当社に連絡することとします。その場合において、当社から指示がある場合は、その指示に従うものとします。

(契約者の協力義務)

第33条 当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
 - (2) 故障予防又は回復のため必要な場合
 - (3) 技術上必要な場合
 - (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- 2 契約者は、本サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

(守秘義務)

第34条 契約者及び当社は本契約に関し知り得た相手方の技術上・営業上又はその他の業務上の機密情報(以下「機密情報」といいます。)を相手方の文書による承諾なしに、第三者(本サービス提供のために当社が業務を委託する委託先を除きます。)に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
 - (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
 - (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
 - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
 - (5) 開示又は提供につき、契約者の同意を得た場合
 - (6) 法令又は権限のある公的機関の命令、要請等により開示又は提供が求められた場合
- 2 本契約に起因して紛争又は損害賠償請求が発生した場合に、前項の場合に加え、本サービスの運営上必要があると当社が判断した場合には、当社は本サービスの運営上必要な範囲内で契約者の機密情報を開示することがあります。
- 3 契約者は、本契約及び本契約に付属する各書類を当社の機密情報として取り扱うものとします。
- 4 本条は本契約終了後も3年間効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第35条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報(本規約に基づき契約者が当社に開示する契約者情報に係る個人情報に限ります。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシーの定めるところによります。

(知的財産権及び所有権の帰属)

第36条 本契約に基づき当社が契約者に貸与又は提示する一切のソフトウェア等のプログラム、機器、ドキュメント(本規約や導入サービスによる成果物等を含みます。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び著作者人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいいます。)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。また、契約者に貸与されるソフトウェア等のプログラム、機器等の所有権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 本規約で別に定める場合を除き、契約者は、前項に付随し、本契約に基づき当社が契約者に貸与又は提示する一切のソフトウェア等のプログラム、機器、ドキュメント等に関して以下の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用すること
- (2) 複製・改変、リバースエンジニアリング等を行うこと
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に頒布・公衆送信・貸与・譲渡・担保設定等を行うこと
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更すること

3 契約者は、第1項に付随し、当社又は当社の指定する者が権利を有する一切のソフトウェア等のプログラム、機器等が契約者に貸与されている場合には、本契約終了後速やかに当社に対し返却するものとします。また当社がこれらの撤去のため、契約者施設に立入る場合があるものとします。

4 本条は本契約終了後も効力を有するものとします。

(第三者の権利侵害に対する補償)

第37条 当社は、第三者から本サービスが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告等を受けた場合、当社の判断により、以下の処置を選択実行することができるものとします。この場合、契約者はこれに従うものとします。

- (1) 従前どおり契約者にサービスを提供する。
- (2) 当該係争に係る部分について当社の判断で同等の代用物と交換する。
- (3) 当該係争に係る部分についてサービスの運用を中止する。
- (4) 第三者から使用権を取得する。

2 前項第3号により、サービスの運用を中止した場合、中止された期間に属する月額料金は、第17条(料金等の計算方法)第2項第1号又は第3号の規定を準用するものとします。中止した日を「終了日」、再開した日を「利用開始日」に読み替えます。

3 契約者は、第三者から本サービスが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨を速やかに当社に通知し、当社の行う権利防御等に協力し、当該紛争の処理につき、当社の指示に従うものとします。契約者がかかる義務を履行することを条件として、契約者が当該紛争に関する確定判決又は当社が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し、賠償金支払義務を負担した場合、当社は契約者に対し、第27条(責任の制限)第2項に定める額を上限として、当該賠償金相当額を負担するものとします。

4 本条の規定は、本サービスが第三者の知的所有権を侵害した場合に当社が契約者に対して負う一切

の責任を規定したものとします。当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本条の責任以外には、いかなる責任も負担しないものとします。

(第三者への委託)

第38条 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

(不可抗力)

第39条 天災地変、戦争、暴動、内乱、疫病その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、その他当社の責に帰することができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、本規約の他の規定に関わらず、当社は責任を負わないものとします。

第8章 サービス提供条件

(サービスメニュー)

第40条 本サービスメニューは、別記1に定めるとおりとします。

(設備の保持、管理)

第41条 契約者は自己の責任において、当社が当社の判断で準備する以外の本サービスを利用するために必要な設備(サーバ、コンピューター端末、ソフトウェア、通信機器、「サービス仕様書」に定める当社の接続装置までの通信回線を含みます。)を自己の費用により準備、保持、管理するものとします。

2 契約者は、サービス提供開始日以降において、本サービスを利用することができない場合、契約者の設備の故障有無を調査し、当社が必要とする事項および当該調査結果を遅滞なく当社に通知するものとします。

3 当社は契約者による前項の調査に際して、契約者から要請があったときは、試験を行い、その結果を契約者に通知するものとします。

(契約者の責任)

第42条 契約者は、自己の責任において、利用者(本サービスを利用する契約者の役員、従業員及び派遣社員等を言います。以下、同じとします。)をして、本規約に従い、本サービスを利用させるものとします。利用者が本規約等に違反した場合、当社は、その利用者の登録情報等の登録を削除することができるものとします。利用者の行為または不作為により本規約に違反した場合は、契約者が本規約に違反したものとします。

2 契約者は、契約者または利用者が本規約の各条項に違反したことにより当社または第三者に発生する一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

3 本サービスの利用に関して、利用者が第三者に対して損害を与えた場合または第三者と紛争を生じた場合、契約者はこれらを自己の費用と責任で解決するものとし、当社を免責するものとします。

- 4 契約者は、利用者の個人情報を本サービスに関連して取扱う場合は、個人情報の取得に際しての利用目的の提示など個人情報保護法などの関連法令及びガイドライン等に従うものとします。
- 5 契約者は、利用者に、保存された Cookies を書き換え、コピーし、解析する行為などを行わせてはならないこととします。
- 6 本規約に別に定める場合を除き、契約者は本サービスの再販売等により利用者以外に本サービスを利用させてはならないものとします。利用者以外が本サービスを使用したことにより生じたいかなるものへの損害についても、当社は一切その責任を負わず、契約者がその責任を負うものとします。

(操作マニュアル等)

第43条 第38条(知的財産権及び所有権の所属)第2項第2号の規定に関わらず、契約者が希望する場合、当社と契約者に本契約が存続する間に、契約者が本サービスを本サービス利用者に利用させるために限り必要な範囲で、契約者は操作マニュアルを複製し編集することができるものとします。ただし、当社から要請があった場合には、契約者は編集内容を当社に報告するものとします。なお、その複製・編集物の知的財産権は、当社または当社が定める正当な権利を有する第三者に帰属するものとし、契約者は著作者人格権を行使しないものとします。また、契約者が操作マニュアルの内容を編集した場合は、当該編集に起因する事態について、当社は責任を負わないものとします。

(情報の削除)

第44条 当社は、契約者が当社の電気通設備に登録した情報または文章等が、次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者に通知するとともに、当該情報または文章等を削除することができるものとします。

- (1) 第31条(契約者の禁止行為)、第32条(登録情報・パスワードその他の管理情報の管理)各号の禁止行為を行った場合
 - (2) 本サービスの保守管理上必要であると当社が判断した場合
 - (3) 登録した情報または文章等の容量が所定の記録容量を超過した場合
 - (4) その他、当社が削除の必要があると判断した場合
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報または文章等の削除義務または監視義務を負うものではありません。
 3. 当社は、本条の規定に従い情報または文章等を削除したこと又は情報を削除しなかったことにより契約者または第三者に発生した損害について、一切責を負わないものとします。

(非保証)

第45条 当社は本サービスがいかなるときにも完全であることを保証するものではありません。

- 1 本サービスは当社のネットワークシステムがセキュリティ侵害に対し、防御が完全であることを保証するものではないことを契約者はあらかじめ承諾するものとします。ただし、契約者、当社共にセキュリティ侵害に対しそれぞれが現時点で必要と考える程度の努力をするものとします。
- 2 契約者は本サービスを利用するにあたり、本サービスの利用混雑、回線の混雑等の理由により、本サービスの利用に不具合が生じるおそれがあることをあらかじめ承諾するものとします。

- 3 当社は、契約者が送受信する情報につき、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証もするものではありません。
- 4 当社は、サービス仕様書の変更により、契約者の設備の改造または変更を要する場合といえども、その改造または変更に要する費用について負担しません。
- 5 当社は本サービスの提供に必要となる電気通信設備の障害、その他やむを得ない事由により、本サービスを利用して、契約者が情報またはその他の情報が消失したといえども、消失した情報およびそれにより生じた損害についていかなる責任も負担しないものとします。
- 6 契約者は前項による情報の消失を防止するために必要な措置をとるものとします。
- 7 当社は、天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第 8 条の規定等に基づき、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信、その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、何ら責任を負うことなく、本サービスを制限することがあることを契約者はあらかじめ承諾するものとします。

(本サービスの保証範囲)

第46条 当社は、正常な作動環境の下で、本サービスがその仕様に合致して作動しない場合、修補する最善の努力をするものとします。ただし、合致しない原因が「サービス仕様書」・「操作マニュアル」等の記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、当該記述内容を修補するものとします。

- 2 当社が前項に基づく修補を実施したにもかかわらず、当社設備の不具合が修正されず、かつ、その原因が契約者の責によらない場合(第 13 条(提供中止)及び第 14 条(提供停止)による場合を除きます)は、当該不具合が原因で契約者が本サービスを 24 時間以上連続して全く利用できなかった時に限り、当該利用できなかった時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てるものとします。)に当該個別サービスの第 15 条(料金)に定める月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、当該月の月額料金から減額するものとします。但し、本規約に別に定める場合はこの限りではありません。

(通信ログ情報)

第47条

当社は、本サービスの保守・運営のため必要な場合、必要な範囲で通信ログ情報を取得、参照することがあります。

- 2 契約者は、当社による通信ログ情報の取得及び取り扱いについて、通信ログ情報の当事者の同意をあらかじめ得るものとします。当社は第1項及び第2項による通信ログ情報の取得等について、契約者及び通信ログ情報の当事者に対して一切の責任を負わず、契約者が責任を負うものとします。

(第三者への再使用許諾及び義務)

第48条 契約者が予め文書によって当社に申請をし、当社が許可した場合、契約者は第三者に対して再使用許諾を行うことができるものとします。なお当社が再使用許諾先名の提出を求めた時は、契約者はすみやかにこれに応じるものとします。

2 本規約において当社が契約者に対し課している義務と同様の義務を、契約者の責任において、再使用許諾先に対しても課し、契約者の責任のもと管理するものとします。再使用許諾先のその義務に違反し、または不正行為を行い、当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対し、損害賠償を請求できるものとします。

3 再使用許諾先が前項で課した規約を順守していないことが判明した場合、当社は契約者自身が本規約を遵守していないものとみなし、契約者に対し利用停止、契約解除等の必要な処置を行うものとします。

4 再使用許諾先が本サービスを利用するにあたり、当社に再使用許諾先から直接質問、要求苦情等がないように契約者の責任において管理するものとします。当社への再使用許諾先からの質問、要求、苦情等について、当社は一切対応しないものとします。

5 本サービスの利用に関連して、再使用許諾先が契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または再使用許諾先が契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者の責任において解決するものとし、当社が本規約中に明示的に規定している責任以外の責任から一切免責されるよう適切な措置を講ずることとします。

6 契約者による本サービスの第三者への再使用許諾に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

7 契約者は再使用許諾先が、再使用許諾先以外の第三者に本サービスを利用させないようにするものとする。

第9章 その他

(法令に定めがある場合)

第49条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令の定めがある事項については、その定めるところによります。

(協議)

第50条 本規約に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。

(紛争の解決)

第51条 契約者と当社の間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、両者の協議により解決を図るものとします。

(専属的管轄裁判所)

第52条 本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審における合意上の専属的管轄裁判所とします。

(準拠法)

第53条 本契約に関する準拠法は、日本法とします。

附 則 （平成 25 年 12 月 24 日 AC サ 301049 号）
（実施時期）

1 本規約は、平成 25 年 12 月 24 日から実施します。

附 則 （平成 26 年 3 月 11 日 AC 企 300165 号）
（実施時期）

1 本規約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

（消費税変更に伴う修正）

2 現在提供しているサービスの税込価格を 8%に変更する。

附 則 （平成 26 年 6 月 2 日 AC サ 400261 号）
（実施時期）

1 本規約は、平成 26 年 6 月 2 日から実施します。

別記1 サービスメニュー

本サービスは以下に記載するサービスから構成されます。

Ⅱ オプションサービスの提供は、Ⅰ 基本サービスが提供されていることを条件とします。

Ⅰ 基本サービス

(1) Biz グループワークサービス

Ⅱ オプションサービス

(1) 機能追加 (当社のサービス仕様書に定めるものを言います。以下、同じとします。)

(2) ディスク容量追加

別記2 料金表

1 料金

I 基本サービス

Biz グループワークサービス

月額

内容	単位	
Biz グループワークサービス	1のIDごとに	300円(324円)
備考 当社は、1の契約ごとに10Gbyteのディスク容量を契約者に提供します。		

II オプションサービス

機能追加

ディスク容量追加

月額

内容	単位	料金(税込)
機能追加	1のIDごとに	200円(216円)
ディスク容量追加	10GByteごとに	1,000円(1,080円)

(2) 工事料金表

工事料金は適用しません。